



鹿島神社

秋季企画展「大坂山口神社、鹿島神社の祭礼」

けっちんざ とぎよ 結鎮座文書と渡御行事

鹿島神社の由来

鹿島神社は、近鉄下田駅の北方約100メートル、国道165号線と168号線が交差する下田交差点の東側に所在する。

大正8(1919)年4月の『鹿嶋神社誌』によると、「明治六(1873)年村社二列シ同四十(1907)年九月二十四日神饌幣帛料供進神社ニ指定セラル二百二十五戸ノ氏神ニシテ下田一村ノ崇敬神社タリ」とみえる。終戦後、全国の神社と共にこれらが廃止され、境内地も没収された。氏子衆は神社の維持・管理を行う



鹿島神社拝殿

鹿島講を結成したが、昭和27年頃、境内地は神社に無償払い下げを受け、宗教法人として自立した。役目を終えた鹿島講は昭和36年12月に解散している。

境内の建物造替について、『大和下田村史』は「拝殿は嘉永七(1854)年五月に再建され、宝蔵は慶応二(1866)年八月に建設され、祝詞舎、渡殿、祭器庫などは明治十(1877)年三月に建設」とみえる。現本殿は一間社春日造で、檜皮葺、大正年間の改築になる。また、拝殿、絵馬殿、山車殿は昭和58年に改築、社務所は平成2年に新築された。

祭神は「武甕槌命」で、勸請伝承は、建仁元(1201)年の『鹿嶋大明神縁起写』や文安元(1444)年の『座衆経営録』等に詳しいが、要約すれば、承安2(1172)年3月、源義朝の家臣であった鎌田小次(二)郎政光が常陸国(現茨城県)鹿島本宮の御分霊を勸請したのが始まりとされる。*勸請伝承は後述



五輪塔(当麻北墓)

その後の政光は、現香芝市鎌田に住し、その子孫も代々鎌田に住み、鹿島神社に奉仕してきた。当麻寺の北墓にある平安時代末期の五輪塔(重文)は、政光の墓とも鎌田氏祖先の供養塔ともいわれている。また、鎌田家の分家宅には、天正2(1574)年銘の天正柁(市指定)が残されている。このことは、中世、万歳氏の支配下であった鎌田村の年貢を万歳氏へ納入するため、鎌田氏が百姓分の徴収を委託されていた可能性が考えられる。小泉俊夫氏は「中世でも早い時期(鎌倉時代?)に土着し、その後、在地の地侍として台頭し、鎌田村の名主として地域の指導的な立場を世襲するようになったと思われる。」(文献)とされている。



天正柁



鹿島神社結鎮座文書 一括

鹿島神社結鎮座文書と渡御行事

本社には氏子の宮座である結鎮座があり、神社に奉仕して祭礼を行っていたため、本座の組織や年中行事等を記した46点の文書から成る「鹿島神社結鎮座文書」(県指定)がある。村落構造や宮座構成の変遷を考える上で、貴重な史料である。これらの文書は、「永正六年(追筆)銘ある箱」及び「文久三年亥正月銘ある箱」(共に県指定附)、「座衆経営録」を納める桐箱、「境内図」を納める桐箱に分割して保管されている。

永正六年銘の箱には、建久7(1196)年の「一番行西、貞常」の入衆に始まり、慶応2(1866)年まで書き継ぎされた「座衆帳」13枚3巻が納めてある。この座衆帳は現在も「寶壽順位名鑑」、「入衆順位名鑑」として継承されている。文久三年銘の箱には、建武2(1334)年から享徳3(1454)年までの「修正修二莊嚴結鎮頭役差定」12枚、応安2(1369)年以前の祭礼や神饌物を記録した『経営古記』1巻、延文4(1359)年の「寺納御日記」1冊、永正元(1504)年の「下田ホウラクシサノホツソク」(法楽寺座法則)次第、「カシマノミヤホツソク」(鹿島宮法則)次第の各1巻、嘉慶2(1388)年、応永22(1415)年、明応2(1493)年の「田地売券」各1枚等を含む21枚5巻2冊が納めてある。他、文安元(1444)年、法楽寺の僧安学院栄進が天治元(1124)年の法楽寺縁起や祭礼に関する記録と、元弘元(1331)年の鹿島大明神の縁起と祭礼を整理し、自らその跋(後書き)を記した『座衆経営録』1巻、弘化4(1847)年頃の「境内馬場図」一幅がそれぞれの箱に納まっている。



法楽寺全景

鹿島神社と法楽寺の関係については、座衆経営録の栄進の跋に詳しい。それには、

「嘗從往古有法楽寺内三十八社宮之祭事座衆結鎮之儀式而経営矣。所謂下田法楽寺座是也。此云下田方 猶亦鹿嶋明神祭礼奉行矣。此云鹿島方 自中古両座合成一座。神事結鎮会合而経営焉。是永為恒例矣(以下略)」

とある。法楽寺境内に三十八社の宮と共に祭事、座衆結鎮の儀があり、下田方と呼ばれ、鹿島大明神にも祭礼奉行があり鹿島方と呼ばれていた。この文書が整理された文安元

年には、すでに両座が合体して一座となり、神事結鎮会合して経営し、これが永らく慣例となっていると記される。また、経営古記には、

「 正月分 一日 カシマミヤシヤウコン(鹿島宮莊嚴) 二日 ホウラクシノ フクモリ(法楽寺の福盛) 八日 仁王会(以下略。) 祭礼名のみ、内容省略。()内は筆者追記

とみえ、両座の祭礼が合一して記録され、同じ座衆によって両座の祭礼が行われていたことがわかる。また、永正元年に両座別々の法則次第が作られているが、内容から一つの祭礼を双方から協力して行っていることがわかる。

座衆経営録にみられる法楽寺の福盛、仁王会、鹿島神社の御田祭、猿楽といった諸行事は、両社寺の勢が衰微していく中で序々に行われなくなっていった。

しかし、鹿島神社で毎年1月26日に行われる渡御行事(市指定)のみが宮座の伝統的行事として位置づけられ、維持されてきた。この行事は、上十人衆が輪番する頭屋宅に、鹿島大明神の御神霊を奉迎する渡御行事が中心である。入衆から上十人衆までの年齢階梯制であること御神霊を頭屋宅に奉迎すること、神饌に古様式が残ること、神主役の一老が読み上げる祭文の存在等、往時に比して大幅に規模は縮小されているが、中世に成立した宮座の祭礼をよく留めており、この地域に連綿と受け継がれてきたことが重要である。



結鎮座渡御行事

* 法楽寺の由来と沿革

法楽寺は、県道上中・下田線沿いの下田東に所在する。創建は奈良時代とされ、平安時代に弘法大師が堂宇を造築し、三十八社宮を奉祀、南大門・山門・金堂・講堂・大日堂・鐘楼等が立ち並ぶ広大な伽藍であったが、兵火と落雷によってすべて灰燼に帰したと伝えられる。現在は、近年改築された木造大日如来坐像(江戸時代)を祀る堂宇と児童公園だけである。平安時代の木造如来形像(胸部から下は欠失)、鎌倉時代の五輪塔残欠のみが往時を偲ばせる。

鹿島神社の指定文化財

県指定

鹿島神社結鎮座文書 一括(46件) 鎌倉～江戸時代 鹿島神社結鎮座蔵 昭和37年12月26日指定

附 永正六年(追筆)銘ある箱 一合

文久三年亥正月銘ある箱 一合

内訳 座衆帳 13枚3巻 建久7(1196)年～慶応2(1866)年

以上、永正六年(追筆)銘ある箱在中

修正修二荘厳結鎮座頭役差定 12枚 建武2(1334)年～享徳3(1454)年

経営古記 1巻 応安2(1369)年以前

寺納御日記 1冊 延文4(1359)年10月16日

座衆経営録 1巻 文安元(1444)年正月

座衆経営録写 1巻

下田ホウラクシサノホツソク次第 1巻 永正元(1504)年

カシマノミヤホツソク次第 1巻 永正元(1504)年

法則二巻写 1冊

田地売券 3枚 嘉慶2(1388)年、応永22(1415)年、明応2(1493)年

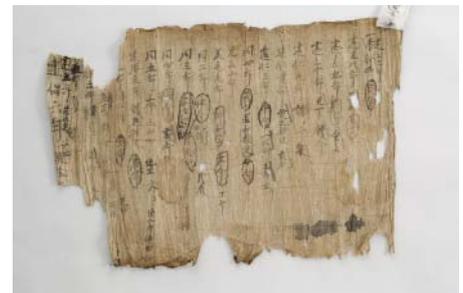
境内馬場図 1幅 弘化4(1847)年頃

(結鎮座)約定書 1枚 文久4(1864)年

奉納鹿島大明神願文 2枚 宝暦13(1763)年

六根清浄大被 1枚 文化5(1807)年9月3日

参詣次第 1枚 文化5(1807)年9月3日



第1号 座衆帳

中臣被 1枚 文化5(1807)年9月3日

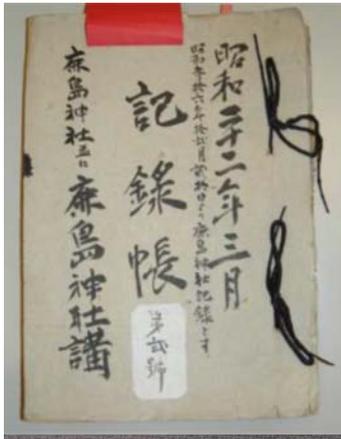
敬鎮再興録・燈明田永代記録 1巻 明治15(1882)年

以上、文久三年亥正月銘ある箱在中(但し、座衆経営録2巻、境内馬場図は別箱)

市指定

鹿島神社・エノキの巨樹(市指定第11号) 鹿島神社 平成8年3月12日指定

鹿島神社結鎮座の渡御行事(市指定第28号) 鹿島神社結鎮座 平成17年3月31日指定

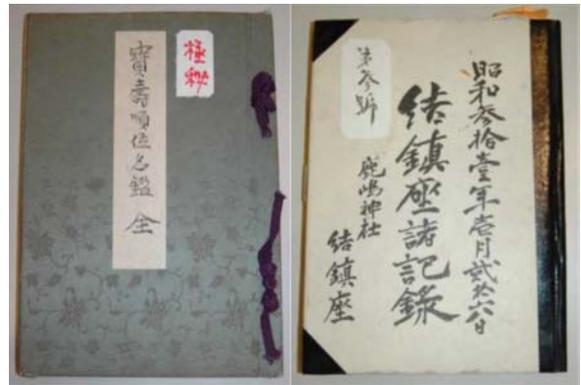


記録帳

結鎮座近代文書と宝物類

結鎮座には、県指定の結鎮座文書のほか、明治以降昭和にかけての文書が残されている。『寶壽順位名鑑』は座衆帳の慶応2年に続く入衆帳で、昭和13年4月に再編集されたもの。また、それと対になる『座衆帳』は、座衆の家名・その先代と子孫名等を記録したもの。また、巻末に昭和33年2月時点での座権枚数の調査記録があり、それには、「座権114枚 104戸(村内80枚70戸、村外34枚34戸)」とみえる。その他に、鹿島講及び神社役員、世話人会の決議事項等の記録である『記録帳 鹿島神社並に鹿島神社講』(昭和22年3月27日から同39年3月1日まで記録)、渡御行事での頭

屋宅直会等の献立、頭屋順番順位、鹿島神社祭典当番順位を記録した『結鎮座諸記録』(昭和30年12月1日から同39年3月1日まで記録)、神社及び結鎮座の諸記録を合わせて記録した『鹿島神社並に結鎮座諸記録』(昭和39年3月1日から同52年1月26日まで記録)等がある。また、勧請伝承、祭神武甕槌命、社地、社殿及び建物、祭祀についてまとめた『鹿嶋神社誌』は、大正8年4月2日(奥付)、法楽寺の藤井住職によってまとめられたとある。



寶壽順位名鑑

結鎮座諸記録



また、昭和31年1月26日に実施された宝物調査では、『法楽寺御寺宝 鹿嶋神社御神宝 結鎮座古文書台帳』が作成され、県指定の結鎮座文書のほか、法楽寺の寺宝として、護符の一種である「牛玉宝印」、楽器の「饒鉢」、鹿島神社の神宝として、本殿の「御簾釣」、釘隠しの「菊座」、「座金」といった金具類と「神楽鈴」が記されていたが、平成19年度調査でその所在が確認された。

式内社深溝神社の可能性

結鎮座文書の『座衆経営録』(天治元年9月)法楽寺祭礼の項に「正月十六日 結鎮莊嚴之事(中略)、正月十八日 御祈祷百座講 冠法師二人 法楽寺三人 宮聖一人 修業之」とある。宮聖 = 神主である。天治元年は、勧請伝承の承安2年を遡る48年前であり、それ以前に古社があった可能性が認められる。また、小泉俊夫氏は、「鹿島神社の鎮座する森の地名には、古く神が坐す聖なる場所として人の立入りを拒んできた場所を示す杜に通じ、鹿島大明神を勧請する以前から神聖視されていた樹叢のあった可能性がある。」(文献)とされる。また、当初の勧請地は下田の「宮中」であって、後に現在地に遷したとの説がある。宮中は、現下田西三丁目付近で、今池親水公園の東側である。また池の南側には「鹿島前」の字名が残る(法楽寺境内に小祠を建て御分霊を祀ったとする説もある。)。これらのことから勧請に先行する古社があったとするなら所在地不明とされる式内社深溝神社に当てる説が有力となり注目される。

* 勸請伝承

『鹿嶋大明神縁起』、『鹿嶋神社誌』等に詳しく、久安4(1148)年春、鎌田小次郎政光の父鎌田兵衛藤原政清は相模国(現、神奈川県)の住人であった。源義朝の第一の家臣。正清の母が義朝の乳母であった。訳あって約1年間鹿嶋郡に居住していたことがある。その正清の妻(政光の母)は尾張国(現、愛知県)半田郡野間の長田庄司忠致の娘である。平治元(1159)年、平治の乱にあって義朝が平清盛に敗れ、東国へ敗走中に政清の舅忠致に匿われた。しかし、忠致は恩賞目当てに義朝を浴場で暗殺。政清も忠致の子景致に殺害、随行家来の大半は討死であった。政光は難を逃れ、



鹿嶋神宮 拝殿と神殿(茨城県)

鹿嶋本宮に逃げ込んだ。そこで、源氏の再興を祈願し、百日の参籠を行い、昼夜一心に法華経を誦唱した。満願の夜、夢に一老翁があって、「庚子(の年)源氏栄え、汝の福西にあり」との御神託があり、御分霊の御幣を奉じ西方へと向かった。大和の下田の里で夕暮れとなり、土手(田のほとりとするものもある)の松の木の下で野宿したが、翌朝この地の景色が極めて鹿嶋に似ていたため、懐かしく思い、ここに小祠を建て鹿嶋大明神を祀ったという。

以上が勸請伝承であるが、その内容についていろいろな解釈がなされている。『大和下田村史』では、「鎌田政清は、保元物語白河殿攻落事の条において、相模国住人となっており、その子には、光政はあるが政光はない事など、一般史実と異なっている。源平盛衰記によれば、光政は、義経の四天王の一と呼ばれ、佐藤継信と共に屋島で戦死している。」とし、また、「この地方が中世平田庄の中に入っていて、興福寺や春日神社と関係が深かった事実(中略)この鹿嶋明神は中世春日神社と同じ社会的機能をもっていたことが認められるので、常州からの勸請ということも、その真実性が弱くなって来る」とする。さらに、「鹿嶋の神は、春日社の祭神の一つであり春日社は藤原氏の氏神であるからその領内に鹿嶋明神をまつことは当然のこと」としている。また、『香芝町史』でも「平安末期の平田庄庄官は久安四年(1148)の(大和)平田庄田数注進状などによると、すでに平姓をもつ庄官が多く、葛下郡の地域は平氏の勢力圏となっていた。」とあり、「承安二年は平氏全盛期であり、葛下郡では一層平氏の勢力が及んでいた。(中略)源氏ゆかりの鎌田政光が落ち延びたとすれば、それは不穏当な地であった筈である」として、この勸請伝承には否定的である。



二上山全景(市内良福寺千股池から)

伝承の真偽は別として、何故下田の地に鹿嶋大明神が勸請されたのか、前述の平田庄、興福寺・春日社との関係の他に二上山との関係に注目した。二上山雄岳に鎮座する葛木二上神社は、『日本三代実録』貞観元年正月27日条に「従五位下...葛木二上神並従五位上。」と昇叙の記事がみえ、『延喜式』神名帳には、「葛木二上神社二座大。月次新嘗。」とある。祭神は、豊布都霊神(武甕槌命)と大国魂神の二神である。『常陸国風土記』香島郡の段に、崇神天皇が香島天之大神に奉納した幣とその理由について記している。それによると、「美麻貴の天皇のみ

世に至りて奉る幣は、大刀十口、鉾二枚、鐵弓二張、鐵箭二具、許呂四口、枚鐵一連、練鐵一連、馬一匹、鞍一具、八絲鏡二面、五色の繩一連なりき。俗いへらく、美麻貴の天皇のみ世、大坂山の頂に、白細の大御服まして、白樺の御杖取りまし、識し賜ふ命は、『我がみ前を治めまつらば、汝が聞こし看さむ食国を、大國小国、事依さし給はむ』と識し賜ひき。時に、八十の伴緒を追集へ、此の事を挙げて訪問ひたまひき。是に、大中臣の神間勝命、答へけらく、『大八島国は、汝が知ろし食さむ国と事向け賜ひし香島の国に坐す天つ大御神の拳教しましし事なり』とまをしき。天皇、これを聞かして、即ち恐み驚きたまひて、前の件の幣



葛木二上神社(二上山雄岳)



大坂山口神社(逢坂)本殿

帛を神の宮に納めまつりき。」とある。つまり、崇神天皇が大坂山(二上山)の頂きで神の託宣を受け、その神は香島の天つ大御神(武甕槌命)であったので、鹿島社に幣帛を納めたという。このことから二上山雄岳に武甕槌命が祀られているのはごく自然なことといえる。また、『日本書紀』崇神9年3月15日条にみえる「天皇の夢に神人有して、誨へて曰はく、「赤盾八枚・赤矛八竿を以て、墨坂神を祠れ。亦黒盾八枚・黒矛八竿を以て、大坂神を祠れ」とのたまふ。」とあり、続けて同4月16日条に、「夢の教の依に、墨坂神・大坂神を祭りたまふ。」とある。墨坂神は宇陀市の墨坂神社に、大坂神は大坂山口神社に比定するのが通説である。しかし、山口神社の祭神は大山祇命で山の神であり、峠の境界に鎮まる神、武器を奉られた神とは別の神格が感じられ、それが武甕槌命とすれば理解しやすい。伝承にある「この地の景色が極めて鹿嶋に似ていた」という理由ではなく、二上山の雄岳を背景に強く意識した勧請であり、雄岳のみ臨むことができる下田の位置関係も大きく影響しているものと考えられる。

平成19年度 秋季企画展

大坂山口神社、鹿島神社の祭礼

香芝市指定文化財

会期:平成19年10月6日(土)~同年11月25日(日)

引用文献

- 秋本吉郎 1958 『風土記』(日本古典文学大系2) 岩波書店
 香芝市二上山博物館編 2004 『香芝市指定文化財目録』(かしばの文化財14) 香芝市教育委員会
 香芝市二上山博物館編 2005 『古代大坂越えの道と大坂の神』(展示図録) 香芝市教育委員会
 香芝市二上山博物館編 2005 『大和下田・五位堂鋳物師遺品文化財調査』(かしばの文化財15) 香芝市教育委員会
 香芝町史調査委員会編 1976 『香芝町史』 香芝町役場
 香芝町史調査委員会編 1976 『香芝町史 史料編』 香芝町役場
 黒板勝美編 1989 『交替式 弘仁式 延喜式前篇』(新訂増補国史大系) 吉川弘文館
 黒板勝美編 2000 『日本三代實録』(新訂増補国史大系第4巻) 吉川弘文館
 小泉俊夫 2006 『石器のふるさと香芝』(新装版)
 小泉俊夫 2006 『香芝の歴史探索』 香芝市二上山博物館友の会・ふたかみ史遊会
 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注 1967 『日本書紀上』(日本古典文学大系67) 岩波書店
 坂本亮太 2002 「中世村落祭祀の様相 大和下田村における村落祭祀」 『帝塚山大学大学院人文科学研究科紀要』(第3号) 帝塚山大学大学院人文科学研究科
 土井実・池田未則編 1956 『大和下田村史』 下田村役場
 永島福太郎 1963 「大和下田鹿島社結鎮座文書と中世村落」 『日本歴史』(1月号第176号) 日本歴史学会編 吉川弘文館
 奈良県教育委員会編 1963 『奈良県指定文化財』(第6集)
 西村逸石 1972 『鹿嶋神社の祭』 鹿嶋神社
 西村逸石 1974 『鹿嶋神社結鎮座伝統提要』

展示協力者・資料提供者

池田勇 池田博 裏幸子 浦西勉 岡村直樹 小原龍雄 小林勝 西山厚 野尻忠 森晴美 吉田宗丘 吉村鞠子
 大坂山口神社 鹿島神社 奈良国立博物館 ファーム

企画展記念講演会

「鹿島神社結鎮座文書と渡御行事」

講師 浦西勉氏・奈良県教育委員会文化財保存課課長補佐

日時 11/11(日)午後2時~(1時開場)

会場 ふたかみ文化センター・小ホール

定員 50人(当日先着順)

*当日発行の二上山博物館特別観覧券が必要です。

展示解説シート No.5

平成19年10月6日発行

香芝市二上山博物館

〒639-0243 奈良県香芝市藤山一丁目17番17号

TEL.0745-77-1700 FAX.0745-77-1601

E-mail nijyouzan@city.kashiba.lg.jp